

管区事務所  
〒162-0805  
東京都新宿区矢来町65番  
電話 (03) 5228-3171  
FAX (03) 5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE  
65 Yarai-cho, Shinjuku-ku  
Tokyo 162-0805 Japan  
TEL 81-3-5228-3171  
FAX 81-3-5228-3175

2019年1月7日

内閣総理大臣 安倍晋三様  
法務大臣 山下貴司様

### 死刑の執行に強く抗議いたします

2018年12月27日に、岡本啓三さん（旧姓河村）と末森博也さんの2人に対して死刑が執行されたことに対し、強く抗議致します。

今回の死刑執行は、7月のオウム真理教元幹部ら13人に対する大量処刑から僅か5か月しか経っておりません。この処刑に対する国際社会からの大きな非難の声にも拘わらず、5ヶ月後という短い期間内での処刑は、わが国が死刑執行を加速させて行こうとする現れではないかと、大きな懸念を抱きます。

また、岡本啓三さんは、再審請求中でした。国際規約（自由権規約）では、公正な裁判を受ける権利として、十分な時間及び便益が与えられることを定めています。日本政府は自由権規約を批准した国として、裁判所による公正な審理が尽くされることを保障しなければなりません。再審請求中の死刑囚に対する執行については、こうした公正な裁判を受ける権利を保障するという観点欠缺しており、これは法手続きの軽視し、ひいては人権の軽視に他なりません。今後、更に再審請求中の死刑囚が躊躇なく処刑されていくことにも、大きな懸念を抱きます。

私たちは現在、死刑の判決後キリスト教の信仰を受け入れ、受洗した死刑囚と共に信仰生活を送っています。しかしながら、これまでに、自分の犯した罪に真摯に向き合い、「生きて罪を償いたい」と贖罪の日々を送っていた同宗の友5人を死刑の執行によって奪われました。私たちの死刑制度の廃止を求める願いには切なるものがあります。

私たちは、キリスト教の信仰にたって、神より創造された全ての生命とその尊厳を守るために死刑制度の廃止を強く訴えます。山下法務大臣には、内閣及び国会の場において議論を尽くし、死刑制度の廃止に向け努力をするよう求めます。そして、これ以上、だれの生命も奪われることがないように、法改正がなされるまで決して死刑の執行をしないよう強く求めます。

日本聖公会・正義と平和委員会  
委員長 主教 上原榮正